所管 : 農林水産省 北海道農政事務所 北海道現地対策本部

文書名: 新型コロナウイルス感染症発生時の対応に係る農漁業、卸売市場関係者向けガイドライ

ン(北海道版)について

リンク: https://www.maff.go.jp/hokkaido/n_coronavirus_guideline.html

適用者: 酪農家、水田・畑作等農家、漁業者、卸売市場

【記載項目抜粋】

新型コロナウイルス感染者が発生してしまったら

人への感染拡大を防止するため、 消毒を徹底してください。

必要な箇所を、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」で推奨される方法(水及び石鹸による洗浄、熱水、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(塩素系漂白剤)、手指用以外の界面活性剤(洗剤)、次亜塩素酸水(一定条件を満たすもの)、亜塩素酸水)により消毒をしてください。